

農業施設学会著作権規程細則

2015年1月24日 制定

農業施設学会誌投稿規程2. および農業施設学会著作権規程4. 第1項の規定により、著作権規程細則を次のとおり定める。

(著作権譲渡書)

1. 著作権譲渡書は、和文または英文のいずれかで作成し、農業施設学会長あてに文書で提出する。
- 2) 共著の場合は、共著者全員が署名した著作権譲渡書を提出する。なお、著者らの所属先が異なり一枚の譲渡書に署名できない場合、筆頭著者またはコレスポンディングオーサ（責任著者）が複数葉の譲渡書を取りまとめて提出する。

(著作権譲渡書の管理)

2. 著者から提出された著作権譲渡書は、担当委員会で受取り保管する。

附則

1. この細則は、2015年1月24日より実施する。
2. この細則の変更は、常任理事会の承認を得る。